測量機械の劣化バッテリーの修理の仕様書

（適用範囲）

1　本仕様書は、京都市南部農業振興センターが発注する上記の修理に適用する。

（業務内容）

2　測量機械の劣化したバッテリー内のセルを新品に交換し、充電可能な状態に修理し、充電したバッテリーを使用して野外で測量機械が使用できる状態にすること。

作業対象：バッテリー２個

（１）　南部農業振興センター窓口にて、劣化したバッテリーを受け取る。

（２）　劣化したバッテリー内のセルを新品に交換し、充電を行う。

（３）　修理したバッテリーで測量機械が使用できるか確認を行う。

（履行場所）

3　業務履行場所は、京都市伏見区鷹匠町３９－２　南部農業振興センター

（業務に関連する負担）

4　本仕様書に明記されていない事項であっても、業務に関して当然必要となる経費は受託者の負担とする。

（業務の完了）

5　業務は、令和９年１月２９日までに完了し、バッテリー２個を納品すること。なお、業務を完了した場合は、完了届及び完成写真（交換したセルが分かるように内部を撮影）を速やかに提出すること。

（検査）

8　納品物を確認し、検査の合否を行います。

不備がある場合、立会により検査を実施することがあります。また、検査が不合格の場合、手直し作業を指示するので、手直し作業終了後、再検査を受け、合格をしていただく必要があります。



バッテリーを使用する
測量機械（トータルステーション）



バッテリー２個
（内部のセルの交換）

バッテリー２個
（内部のセルの交換）



バッテリーを使用する
測量機械（トータルステーション）



バッテリー２個
（内部のセルの交換）